

佐賀市水対策市民会議会則

(目的)

第1条 佐賀市水対策市民会議(以下「市民会議」という。)は、市内河川の浄化及び排水を積極的に推進し、水源涵養地である山間部から平野部、そして最下流域の海岸部に至るまでの水環境の保全及び美しい自然の保持を図るため、一体となって河川浄化市民運動を展開することを目的とする。

(事業)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次の事項の推進を図る。

- (1) 河川及び海岸清掃運動に関すること。
- (2) 水環境保全意識の普及・啓発に関すること。
- (3) 水環境保全活動への支援に関すること。
- (4) 関係機関との連絡協調に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項。

(組織)

第3条 市民会議は、会長及び委員30人程度をもって組織する。

- 2 委員は、各種団体代表者、地域代表者、学識経験者等の中から市長が委嘱する。
- 3 市民会議は、第2条に掲げる事項を推進するため、オブザーバーを置くことができる。
- 4 オブザーバーは、市民会議の事業について専門的な知識又は経験を有する関係機関で、別表に掲げる職にある者をもってあてる。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、所属団体及び地域の水環境保全意識の普及・啓発、水質浄化等の実施の推進に努めるとともに、関係機関が実施する水環境保全対策事業に協力するものとする。

(会長、副会長)

第5条 市民会議に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の中から委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、市民会議を代表し会務を総理する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。

(総 会)

第6条 総会は、年1回とする。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時に開くことができる。

- 2 総会は、会長が委員及びオブザーバーを招集する。
- 3 総会の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 総会は、委員の過半数の出席を得て開議し、議事は出席委員の過半数で決する。
- 5 緊急にして総会を招集するいとまが無い場合は、正副会長会を開きその決議をもって総会の決議にかえる事ができるものとする。ただし、その場合は、その決議事項を後日開かれる総会で報告するものとする。

(委員会)

第7条 委員会は、第2条の事業推進のため、会長が委員を招集し開くことができる。

- 2 委員会の開催は、年4回程度とする。

(顧 問)

第8条 市民会議に、顧問を置くことができる。

(幹事)

第9条 市民会議の事業を円滑に行うため幹事を置く。

- 2 幹事長は、副市長をもってあてる。
- 3 幹事は、別表に掲げる職にある者をもってあてる。

(庶 務)

第10条 市民会議の庶務は、佐賀市建設部において処理する。

(委 任)

第11条 この会則に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和55年10月22日から施行する。

改 正

この改正会則は、平成14年 2月21日から施行する。

この改正会則は、平成20年 2月20日から施行する。

この改正会則は、平成22年 6月 1日から施行する。